

指定訪問介護事業所 ヘルパーステーションアムニティ国分

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
事業所番号 4671200337

平成15年5月1日 作成
令和6年6月1日 改定

1. 事業主体概要

事業 者	医療法人春成会	
代 表 者 名	理事長 加倉 瑞子	
所 在 地	鹿児島県霧島市国分重久361-1	
介護保険関連事業	鶴木医院 介護老人保健施設アムニティ国分 ヘルパーステーションアムニティ国分 居宅介護支援事業所のき	居宅療養指導管理 介護老人保健施設、通所リハビリ 訪問介護 居宅介護支援

2. ご利用事業所の概要

名 称	ヘルパーステーションアムニティ国分
管 理 者	小宮路麻矢
サービス提供責任者	小宮路麻矢
開 設 年 月 日	平成15年5月1日
介護保険事業所番号	4671200337
所 在 地	〒899-4301 鹿児島県霧島市国分重久361-1 (電話) 0995-48-5533 (FAX) 0995-45-4515
通常の事業の実施地域	霧島市(旧横川町・溝辺町は除く)。
目的及び運営方針	ご利用者の住み良い環境を追究し、住み慣れたご家庭や地域社会において“その人らしい生活”を送ることや、快適に日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般における援助などを行います。 また、ご利用される方だけでなく、ご家族の声に耳を傾けながら、ご家族とともに専門性を生かしたサービス提供を行います。 なお、ご利用者やご家族が“24時間安心介護”を目的とし、同法人のネットワークを通して、医療・保健・福祉の綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3. 職員体制

職 種	員 数	備 考
管 理 者	常勤 1 名	所 長
サービス提供責任者 (兼 訪 問 介 護 員)	常勤 1 名以上	介護福祉士・ヘルパー1級過程終了者
訪 問 介 護 員	3名以上	介護福祉士・ヘルパー1・2級過程終了者

4. 営業日及び営業時間

24時間、365日
*月曜日から日曜日を通し営業し、休日は特に設けない。 *営業時間は、午前8時30分から午後5時30までとする。 *電話及び併設施設との連携にて、24時間常時連絡が可能な体制をとる *居宅サービス計画により、営業時間以外でもサービス提供を行う場合がある。

5. 提供するサービスの内容と利用料

1) 提供するサービスの内容

介護保険法に基づく第1号訪問事業(予防型訪問介護サービス)…予防を重視し、要介護状態への悪化の防止、状態の改善を目指し、できる限り潜在的能力を活かした自立への支援を中心とした、介護サービスです。

身体介護 ご利用者の身体に直接触れて行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末、ご利用者の日常生活を営むために必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助	① 食事の介護 (調理は除く) ②排泄の介護 ③衣服着脱の介護 ④入浴の介護 ⑤清拭の介護	⑥ 洗髪の介護 (理美容は除く) ⑦その他必要な身体介護
生活援助 掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助 商品の販売や農作業などの生業の援助的な行為 直接ご利用者の日常生活の援助に属しないと判断される行為は行いません。(例)・・・ご家族の調理・買物・洗濯・草むしり・大掃除・利用者の居住空間以外の掃除など	①調理 ②衣服の洗濯、補修 ③掃除 ④整理整頓 ⑤生活必需品の買物 ⑥関係機関との連絡	⑦代読・代書 ⑧生活・身体・介護に関する相談・助言 ⑨その他必要な家事援助

2) 提供するサービスの利用料

訪問介護・介護予防訪問介護は、実際に行った時間ではなく、訪問介護計画に定められた内容を行うのに要する標準的な時間(準備、記録等含む)で算定します。

介護保険から給付サービスを利用する場合、原則、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合額を乗じた金額になります。また、給付の範囲を超えたサービスは全額、ご利用者のご負担となります。利用者負担金は目安の金額であり、円未満の端数処理等により多少の誤差が生じることがあります。

(要介護1～5)

※表の料金は1割負担の場合です。

区 分	身体介護中心	提 供 時 間	料 金
		20分未満	163円
		20～30分未満	244円
		30～60分未満	387円
		60～90分未満	567円
		90分以上(30分増す毎に加算)	567円に30分増すごとに82円加算
		生活援助加算※	65円
		※身体介護に引き続き生活援助を行った場合の加算(20分から起算して25分ごとに加算)	
	生活援助中心	提 供 時 間	料 金
		20～45分未満	179円
		45分以上	220円

(要支援1, 2及び事業対象者)

※表の料金は1割負担の場合です。

サービス内容/種類	回数等 (月あたり上限3,727単位)	料金
訪問型独自サービス21	標準的なサービス	287円/回
訪問型独自サービス22	生活援助が中心である場合で、所要時間20分以上45分未満	179円/回
訪問型独自サービス23	生活援助が中心である場合で、所要時間45分以上の場合	220円/回
訪問型独自短時間サービス	短時間の身体介護が中心である場合	163円/回
サービス内容/種類	回数等 (※包括報酬を適用する場合は市と協議が必要)	料金
訪問型独自サービス11	週1回程度	1,176円/月
訪問型独自サービス12	週2回程度	2,349円/月
訪問型独自サービス13	週2回を超える程度	3,727円/月

要件を満たす場合、利用料に加え、加算、減算が適用されます。

加 算	特定事業所加算-Ⅰ	従業者への計画的な研修の実施や、従業者の勤務年数、介護福祉士の割合等、体制・人材・重度利用者への対応要件等の条件が満たされた事業所について、所定単位数を加算する	所定単位数の20%加算
	特定事業所加算-Ⅱ		所定単位数の10%加算
	特定事業所加算-Ⅲ		所定単位数の10%加算
	特定事業所加算-Ⅳ		所定単位数の3%加算
	特定事業所加算-Ⅴ		所定単位数の3%加算
	緊急時訪問介護加算	サービス計画に位置づけられて無く、利用者・家族からの要請で24時間以内にサービスを行った場合。	100円／回
	初回加算	初回又は、過去2ヶ月以内に当事業所の利用が無く、サービス提供責任者が同行訪問した場合。	200円
	早朝加算（6:00～8:00）	※早朝・夜間・深夜は所定の時間帯でのサービス提供時に加算。	所定単位数の25%加算
	夜間加算（18:00～22:00）		所定単位数の25%加算
	深夜加算（22:00～6:00）		所定単位数の50%加算

加 算	介護職員等処遇改善加算-Ⅰ	介護職員等の処遇を改善するため職場環境改善への取り組みや経験・技術を評価した昇給体制への取り組みを実施している指定訪問介護事業所が利用者に対しサービスを行った場合には、掲げる基準区分に従い、所定単位数を加算する	所定単位数の24. 5%加算
	介護職員等処遇改善加算-Ⅱ		所定単位数の22. 4%加算
	介護職員等処遇改善加算-Ⅲ		所定単位数の18. 2%加算
	介護職員等処遇改善加算-Ⅳ		所定単位数の14. 5%加算
	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	ST、OT、PT、医師等の助言によりサービス提供責任者が介護計画書を作成し、行ったサービス提供時の加算	100円/月
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	サービス提供責任者とST、OT、PT、医師等が連携して訪問し評価を共同で行い、サービス提供責任者が介護計画書を作成し、行ったサービス提供時の加算	200円/月

加算	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	ア 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が利用者の2分の1以上 イ 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は11に、当該対象者の数が19を超えて10または端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置 ウ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合 エ 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導に係る会議を定期的に開催	30円/日
	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	ア 認知症ケア専門加算(Ⅰ)のイ・エの要件を満たすこと イ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の20以上 ウ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合 エ 認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施 オ 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定	40円/日
	口腔連携強化加算	事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関および介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する 事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000Iに掲げる歯科訪問診療料の算定実績がある歯科医療機関の歯科医師、または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること	50円/回 ※1月に1回に限り算定可能
	特別地域加算	別に厚生労働大臣が定める地域(※1)に所在する事業所が、サービス提供を行った場合 ※1①離島振興対策実施地域、②奄美群島、③振興山村、④小笠原諸島、⑤沖縄の離島、⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域	所定単位数の15%加算
	中山間地域等における小規模事業所加算	別に厚生労働大臣が定める地域(※2)に所在する事業所が、サービス提供を行った場合 ※2 ①豪雪地帯及び特別豪雪地帯、②辺地、③半島振興対策実施地域、④特定農山村、⑤過疎地域	所定単位数の10%加算
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	別に厚生労働大臣が定める地域(※3)に居住する利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えてサービス提供を行った場合 ※3 ①離島振興対策実施地域、②奄美群島、③豪雪地帯及び特別豪雪地帯、④辺地、⑤振興山村、⑥小笠原諸島、⑦半島振興対策実施地域、⑧特定農山村地域、⑨過疎地域、⑩沖縄の離島	所定単位数の5%加算
減算	1, 同一建物減算 (同一敷地内建物等の居住者)	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(2、及び4に該当する場合を除く)	所定単位数の10%減算
	2, 同一建物減算 (同一敷地内建物の利用者50人以上/月)	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の数が1ヶ月あたり50人以上の場合	所定単位数の15%減算
	3, 同一建物減算 (同一建物に利用者20人以上/月)	上記1以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1ヶ月あたり20人以上の場合)	所定単位数の10%減算
	4, 同一建物減算 (正当な理由なく一定の期間のサービス提供総数が該当する建物に居住する者にサービス提供されたものの占める割合が90%以上)	正当な理由なく、事業所において、前6か月に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(2、に該当する場合を除く)に提供されたものの占める割合が90%以上である場合	所定単位数の12%減算
	高齢者虐待防止措置未実施減算	以下の対策等を講じていない場合減算となる ・虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催と職員への周知 ・虐待防止のための指針の整備 ・虐待防止のための研修の定期的な実施 ・虐待防止のための担当者の設置	所定単位数の1%減算
	業務継続計画(BCP)未策定減算	以下の基準に該当していない場合減算となる ・業務継続計画(BCP)を策定すること ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること ※2025年3月31日までの間、減算を適用しない	所定単位数の1%減算

＊2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご利用者やご家族の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

(例) ・体重の重い方に対する入浴介助などの重介護サービスを行う場合 ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合 等

＊サービス提供にあたり必要となるご利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用は、ご利用者の別途負担となります。

＊要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いとなります。

尚、要支援・要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)

＊利用者の利用料等の支払いが6か月以上遅延し、利用料を支払うよう催告したにも拘わらず別途定めた期限内に支払われなかった場合はサービス中止となります。

＊利用者又はその家族が事業者や従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合はサービス中止とさせていただきます。

(例) ・職員等への恫喝、暴力とみられる行為 ・職員等へのセクシャルハラスメントとみられる行為 等

3) その他の利用料

①交通費…実施地域内での交通費の請求はありません。

②事業所の概要に定める、通常の事業の実施地域を越えて指定訪問介護事業を行う場合は、交通費として、利用者からは次の費用を徴収する。

- 一 公共交通機関を使用する場合は、通常の事業の実施地域を超えた地点から片道毎の実費。
 - 二 自動車を使用する場合は、通常の事業の実施地域を超えた地点から片道1キロメートルごとに10円の費用を徴収する。
- ③前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

④キャンセル料…（度重なる）連絡なしのキャンセルや訪問時間直前のキャンセルの通知は、場合によりキャンセル料を実施請求させていただくことがあります。
前日又は当日訪問時間の30分前までにキャンセルの連絡の場合…キャンセル料は不要です。
当日、訪問介護員が訪問して留守の場合…1サービスあたり1000円を請求致します。

4) 利用料、その他の費用の請求および支払い方法

利用料、その他の費用の請求	ア、利用料、その他の費用はサービス提供毎に計算し、利用月毎の合計金額により請求致します。 イ、請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日に発行します。
利用料、その他の費用の支払	ア、サービス提供の都度お渡しする利用者控えと内容を照合の上、その月の末日までにお支払いください。なお、お支払方法は引落し、振り込み若しくは訪問介護員、事務員が集金致します。 イ、お支払いいただきますと、領収書を発行致しますので、必ず保管をお願いします。 領収書の再発行は行っておりません。

6. サービスの利用に関する留意事項

1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供致します。

＊担当の訪問介護員の変更をご希望される場合は、当事業所までご連絡を下さい。

＊担当の訪問介護員の変更に関しましては、ご利用者やご家族のご希望を尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望に添えない場合もあります事を予めご了承ください。

2) サービス実施時の留意事項

当事業所が“提供するサービス”で定められたサービス以外の業務は行えません。

サービス内容の変更を希望される場合は当事業所もしくは担当の介護支援専門員までお申し出ください。

＜訪問介護員の禁止事項＞

訪問介護員は、訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

＊医療行為

＊御利用者もしくはその家族からの金銭又は物品の授受

＊御利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供

＊飲酒及び喫煙

＊御利用者もしくはその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

＊その他御利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

7. 秘密の保持と個人情報の保護について

（秘密保持）

本事業所及びその従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守するものとする。

従業員及び従業員であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容に盛り込み、守秘義務を遵守させるものとする。

利用者の医療上必要がある場合又はサービス担当者会議等で個人情報をを用いる場合は、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要最小限の情報をを用いることとする。

（個人情報の保護）

利用者の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに務めるものとする。

サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報をを用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

8. 苦情・相談

事業所は提供した指定訪問介護・介護予防訪問介護又は介護保険法に基づく第1号訪問事業（予防型訪問介護サービス）に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

事業所苦情相談窓口	ヘルパーステーション アメニティ国分 管理者 小宮路麻矢 住 所 霧島市国分重久361-1 Tel 0995-48-5533 Fax 0995-45-4515
	鹿児島県保健福祉部介護保健室 住 所 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号 Tel 099-286-2111 鹿児島県国民健康保険団体連合会 住 所 鹿児島市鴨池新町7番4号 Tel 099-206-1084 鹿児島県社会福祉協議会 住 所 鹿児島市鴨池新町1-7 県社会福祉センター内 Tel 099-257-3855 関係市町役所(霧島市役所) 介護老人保健施設アメニティ国分（併設介護老人保健施設） 居宅介護支援事業所うのき（併設居宅介護支援事業所） 施設長・介護支援専門員 住 所 霧島市国分重久361-1 Tel 0995-64-0666 Fax 0995-45-4515

9. 緊急時の対応方法

訪問介護員等は、訪問介護・介護予防訪問介護又は介護保険法に基づく第1号訪問事業（予防型訪問介護サービス）を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずると共に、管理者或いはサービス提供責任者に報告いたします。報告を受けた管理者或いはサービス提供責任者は、速やかに予め指定する連絡先に連絡いたします。緊急時の連絡体制については、電話及び併設施設との連携にて、24時間常時連絡が可能な体制といたします。

10. 事故発生時の対応

本事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに関係市町村や利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

本事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

本事業所は、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じるものとする。

本事業所は、第2項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。（損害賠償責任保険加入済）